

## 中東知的財産ニュースレター Vol.54

### サウジアラビア — SAIP の特許サーチエンジンの刷新および知的財産権保護に関わる注目すべき取組

サウジアラビア知的財産総局 (SAIP : Saudi Authority for Intellectual Property) は、ユーザーによる「公開済みの特許、意匠および集積回路の回路配置」および「付与済みの特許」の検索を可能にするために当局が知財検索プラットフォーム上で提供しているサーチエンジンを一新させた。当局が運用するサーチエンジンへのアクセスは、以下のリンクを通じて行うことができる。

<https://www.saip.gov.sa/en/ip-search/>

SAIP がこのような大掛かりな措置をとるまで、サウジアラビアでは知財に関する検索サービスがまったく提供されておらず、情報の入手や係属中の特許出願の検索は不可能であった。

係属中の特許出願に関して提供される情報は、アラビア語の情報のみとなっている。すでに付与された特許については、複数の言語 (アラビア語、英語、フランス語、日本語) の中から選択することができ、付与済みの特許の表題は選択された言語で表示されるが、特許の詳細の表示はアラビア語か英語に限られる。

付与済みの特許の検索方法であるが、キーワードを用いた「基本検索」か、発明の名称、出願番号、出願日、公開番号、明細書、要約、優先権番号、優先日、技術分野等による「高度検索」が可能である。

付与された特許に関して提供される情報は、以下の 3 つの主要な部分に分けて提供される : 1) 書誌事項、2) 文書、3) 図面。SAIP のポータルで情報が提供されている特許の件数は 7741 件で、出願日で言うと 1966 年から 2020 年までの期間を網羅している。

SAIP は知的財産権尊重の意識向上を図るため、知財に関する啓発活動に投資し続けている。2021 年 6 月には、Google と協力して「デジタル分野における知的財産権の保護と強化」と称するバーチャルワークショップを開催した。このワークショップの目的は、デジタル分野での侵害に利用される技術方式やデジタル放送による著作権侵害を取り締まる仕組みを明

らかにし、Google や YouTube のプラットフォームから侵害コンテンツを除去し、知的財産権を侵害するアプリが Google Play ストアで提供されるのを阻止することにより、知的財産権を保護することである。

こうした取組は巧みにコーディネートされているようであり、知的財産権の行使と保護を向上させ、知的財産の経済効果の拡大を図ることを目的としている。2021 年に入ってから SAIP がブロックした侵害的なウェブサイトやアプリケーションの数が 300 を超えており、知的財産権を侵害する物品 350 万点余りが押収されている、という事実は注目に値する。<sup>1</sup>

アラブ世界における知的財産の認知度を高めるという SAIP の使命に則り、当局は 2021 年 6 月 18 日に「アラビア語版知的財産用語集」の第 1 版を発行した<sup>2</sup>。この用語集には、知財制度および知財関連の条約で用いられている非常に重要な用語が含まれている。アラビア語-英語の対訳の形で掲載されている知的財産用語は 250 語を超えており、そのうち 85 語には説明が付されている。

この用語集は、この種の文献としては中東・北アフリカ地域では初の試みであり、当該地域に知的財産の概念を普及させ、知財分野におけるアラビア語表現の内容を高めていこうという SAIP の構想を反映したものである<sup>3</sup>。

## クウェート — 特許出願に関するオンラインプラットフォームの解説

クウェート特許庁 (KPO : Kuwait Patent Office) は、2021 年 5 月 19 日付で特許出願に関する電子情報を提供するプラットフォームを開設したと発表した。

クウェートにおいては、今では新規の特許の登録はすべてオンラインで処理されており、新規の特許出願を電子出願の形で行うことが可能になっている。オンラインシステムのおかげで、(KNET を通じた) 特許出願と料金払込みの手続が簡単になった。ただし、電子シス

<sup>1</sup><https://www.saip.gov.sa/en/%d8%a7%d9%84%d9%85%d9%84%d9%83%d9%8a%d8%a9-%d8%a7%d9%84%d9%81%d9%83%d8%b1%d9%8a%d8%a9-%d9%88%d8%b4%d8%b1%d9%83%d8%a9-%d8%ac%d9%88%d8%ac%d9%84-%d9%8a%d9%86%d8%a7%d9%82%d8%b4%d8%a7%d9%86-%d8%ad%d9%85/>

<sup>2</sup>[https://www.saip.gov.sa/en/%d8%a7%d9%84%d9%85%d9%84%d9%83%d9%8a%d8%a9-%d8%a7%d9%84%d9%81%d9%83%d8%b1%d9%8a%d8%a9-%d8%aa%d8%b5%d8%af%d8%b1-%d8%a3%d9%88%d9%84-%d9%85%d8%b9%d8%ac%d9%85-%d8%b9%d8%b1%d8%a8%d9%8a-%d9%84%d9%84%d9%85/](https://www.saip.gov.sa/en/%d8%a7%d9%84%d9%85%d9%84%d9%83%d9%8a%d8%a9-%d8%a7%d9%84%d8%1%d9%83%d8%b1%d9%8a%d8%a9-%d8%aa%d8%b5%d8%af%d8%b1-%d8%a3%d9%88%d9%84-%d9%85%d8%b9%d8%ac%d9%85-%d8%b9%d8%b1%d8%a8%d9%8a-%d9%84%d9%84%d9%85/)

<sup>3</sup><https://www.saip.gov.sa/en/%d8%a7%d9%84%d9%85%d9%84%d9%83%d9%8a%d8%a9-%d8%a7%d9%84%d9%81%d9%83%d8%b1%d9%8a%d8%a9-%d8%aa%d8%b5%d8%af%d8%b1-%d8%a3%d9%88%d9%84-%d9%85%d8%b9%d8%ac%d9%85-%d8%b9%d8%b1%d8%a8%d9%8a-%d9%84%d9%84%d9%85/>

テムを通じて特許出願に関する出願報告を入手することはまだ不可能であり出願番号通知のみを入手できる。その点で、このオンラインシステムはまだ十分な機能を備えているとは言えない。また、各種文書や拒絶理由通知に対する答弁書をシステムに直接アップロードすることができないため、eメールで送信する必要がある。

## アラブ首長国連邦 — 商標公報の発行に関する慣行の刷新

経済省の商標・著作物部は、今後は「商標公報」の発行を隔月刊とする旨の通達を行った。この通達は、2021年6月15日号をもって効力を発生している。これにより、商標登録プロセスは迅速化されるものと予想される。

隔月刊として最初に発行された商標公報は、2021年6月15日に経済省のウェブサイト上で<sup>4</sup>公開された公報第225号である、

従前は、商標公報は毎月発行されていた。今回の隔月刊化決定は、当局のサービスの向上と迅速化を目指すUAE商標局の取組を反映したものである。異議申立期間（30日）は商標出願が公開された時点から起算され、その期間中に異議申立が提起されなかった場合には、異議申立期間の終了後、直ちに登録料を払い込むことができる。

## アラブ首長国連邦 — 消費者保護と知的財産権保護を目指す税関局の取組

ドバイ税関情報部は、関連の各当局との連携により、「VASELINE」の商標を表示した模倣品のワセリンの入った貨物を密輸しようとする試みを食い止めた。問題の貨物に含まれていた商品数は17,280個、その小売価格は40万UAEディルハムに及ぶ<sup>5</sup>。

市場に提供される製品の安全性とセキュリティを保証するとともにブランド権利者の権利を保護するため、ドバイ税関は厳格なガイドラインを遵守し、非常に厳密なリスク管理と情報収集方式を採用している。ドバイ税関は、上述した目標に向けて、模倣品の探知と国内市場への侵入阻止（または国内輸送の阻止）に関する最新の方法と技術に関する教育を当局の

<sup>4</sup><https://www.economy.gov.ae/PublicationsArabic/1%20%D9%86%D8%B4%D8%B1%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D8%B9%D9%84%D8%A7%D9%85%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%AC%D8%A7%D8%B1%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D8%B9%D8%AF%D8%AF%20225-%20%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%82%D8%AF%D9%85%D8%A9.pdf>

<sup>5</sup> <https://www.dubaicustoms.gov.ae/en/NewsCenter/Pages/NewsDetail.aspx?NewsID=1646>

検査官たちに施している。ドバイ税関の知的財産部は知的財産権保護を先導する存在であり、この種の部門としては中東で随一と目されている。

商業詐欺による被害から消費者を保護するという目標掲げるドバイ税関は、偽造や模倣といった不正な活動から発明者、著作者、製造者を保護し、商業詐欺の様々な手法をすべて監視・抑制するため、複数の首長国（アブダビ、ドバイ、シャルジャ、アジュマン、ラス・アル・ハイマ）について単一の商標登録制度を適用している。この登録制度は、職員たちが模倣品の入った荷を狙い撃ちし、商品を押収する際にも役立っている。

上記以外の首長国（ウンム・アル・カイワインとフジャイラ）には、税関に商標を登録するという制度自体が存在しない。

UAE の商標登録を所有している権利者（または権利者の法律上の代理人）は、自らの商標を各首長国の関税局に登録することができ、それを受けた関税局は登録通知書を発行する。この通知書は元になる商標登録の有効期間が満了するまで有効であり、商標登録と同時に更新することができる。

この登録に基づき、各地の税関当局は、商標権者が UAE 国内で有する知的財産権を侵害する商標を表示した商品の輸送を差し止めることが可能になる。

アラブ首長国連邦の税関局への商標登録には、以下の書類等の提出が要求される：i) UAE 外務省に対して適正に認証され、アラビア語に翻訳された委任状；ii) 有効な商業登録（英語またはアラビア語）のスキャンによるカラーコピー；iii) 高解像度で再現されたロゴ/商標の見本；iv) 商標権者たる事業者の e メールアドレス、固定電話番号およびファックス番号。

長年の懸案であった知財エンフォースメントをめぐる諸問題に進歩が見受けられるという理由で米国の「米国通商代表部」（USTR）の「スペシャル 301 条報告書」の監視国から UAE が外されていることも、ここで併せて指摘しておくべきであろう。同報告書は、従前からの懸案材料の克服と模倣品取り締まりのために UAE の税関局が実施している取組に特に言及している<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> [https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Special%20301%20Report%20\(final\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Special%20301%20Report%20(final).pdf)

## インド・パキスタン — インド vs.パキスタンのバスマティライス戦争が欧州連合で展開中

地理的表示（GI）は、特定の原産地で生産され、当該原産地に由来する品質または評判を有する製品について用いられる標識である。特定の標識が地理的表示としての機能を果たすためには、所定の場所を原産地とする製品を特定するものでなければならない。さらに、製品の品質、特徴、評判は本質的に原産地由来でなければならない。地理的表示に関する権利は、特定の地理的表示を使用する権利者が、当該の地理的表示について適用される基準を満たしていない製品について第三者が同じ地理的表示を使用するのを阻止することを可能にする。

地理的表示が通常使用されるのは、農産物、チーズ、食品、醸造酒、蒸留酒、手工芸品、工業製品等の製品である。

地理的表示または原産地名称の保護を部分的または全面的に規定した国際条約は数多くあり、代表的なものとしてはリスボン協定、パリ条約、TRIPS 協定等が挙げられる。

インドはバスマティライス（白米の一種）の輸出国であり、「農産物および食品の品質スキーム」（Quality Schemes for Agricultural Products and Foodstuffs<sup>7</sup>）に基づき、バスマティライスという名称を「保護対象の原産地表示」（PGI）として認定するよう欧州連合理事会に求める申請を行っている。パキスタンは世界最大のバスマティライス生産国で自国産のバスマティライスを世界各地に輸出しており、インドとともにこの伝統あるコメの生産を太古から継承してきた。それゆえパキスタンは、今回のインドの申請に対して異議を申し立てた。バスマティライスの原産地表示をインドが独占すれば、自国の輸出に悪影響が及ぶと思われるからである。特に、EU はパキスタン産バスマティライスの大きな市場だという事情がある。バスマティライスは、インドにとってもパキスタンにとっても輸出向けの商品なのである。

インドとパキスタンの間に合意が成立せず、EU がいずれかの当事国に有利な判断を示した場合、この問題は最終的に欧州裁判所に持ち込まれる可能性がある。

<sup>7</sup> [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52020XC0911\(02\)&from=SL](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52020XC0911(02)&from=SL)

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 54

[著者]

United Trademark & Patent Services [UTPS]



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年7月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services [UTPS]が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。